



桑中学校だより 桑の樹



小山市立桑中学校
令和7年度第1号
R7. 4. 18

校庭の桜が満開となる中、令和7年度が始まりました。今年度、桑中学校の校長となりましたM. Nです。桑中学校には部活動の練習試合等で来たことはありましたが、勤務するのは初めてとなります。生徒のみなさんや地域の方との交流を大切にしながら、生徒がたくましく成長し、保護者や地域から親しまれる桑中学校となるよう、微力ながら頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◆◆新任式・始業式◆◆

4月8日(火)に新任式、続いて始業式を行いました。新任式では生徒会長の天野翔太さんが歓迎の言葉、そして式場に掲げられた国旗や桑中について説明をしてくれました。

また、始業式では校歌をリズムよく大きな声で歌う生徒の姿を見ることができ、桑中学校でのこれからの生活がより一層楽しみになりました。

◆◆入学式・対面式◆◆

4月9日(水)、137名の新入生を迎えました。来賓や保護者、2、3年生に見守られ、厳粛な入学式となりました。緊張しながらも学級担任の呼名にしっかりと応えていた新入生を頼もしく思いました。

また、式辞では本校の教育目標が「21世紀をになう豊かな人間性と生きる力をもつ生徒の育成」であることから、「変化に対応する力」や「新しい価値を創造する力」、そのための「幅広い知識と柔軟な思考力」、「課題を解決する力」、「コミュニケーション力」などの様々な「力」を、そして、豊かな人間性という点においては、「自分を大切にできる気持ち」や「友達を大切にする、あるいは尊敬する気持ち」を持つとともに、「感動すること」や、周囲の人に「感謝する心」を部活動や様々な学校行事における友達や先生、地域の人との関わりなどの中学校生活を積極的に過ごす中で身につけてほしいと話しました。

新入生のみなさん、分からないことは先生や2、3年生に聞くなどして、これらたくさんの方の力と豊かな人間性を身につけてください。

<新入生誓いの言葉>



K. Eさん

<対面式あいさつ>



I. Nさん

◆◆職員紹介◆◆

<主な校務分掌>

校長	M. N	教頭	Y. H	教務主任	M. T
生徒指導主事	K. K	進路指導主事	S. T	学習指導主任	Y. T
保健主事	I. H	養護教諭	W. H	初任者指導	T. Y
主任(事務)	G. K	栄養教諭	H. k、O. T	業務主任	K. S
事務員	N. Y	特別支援棟 [°] -ター	I. F	スクールカウンセラー	Y. K
スクール・チャルカ	Y. A	部活動指導員	H. S	A L T	D. M

栄養教諭のH. K先生は4月18日から産前休暇になり、代わりにO. T先生が勤務します。

< 学年職員 >

	第1学年	第2学年	第3学年		特別支援
学年主任	K. M (英)	M. M (美)	M. M (理)	主任	M. T (美)
1組担任	T. K (音)	Y. T (国)	I. K (国)	担任	I. H (体)
2組担任	K. T (社)	Y. K (数)	I. K (英)	担任	T. M (家)
3組担任	S. R (理)	Y. M (家)	O. Y (数)	担任	U. T (国)
4組担任	K. K (英)	S. T (体)	H. H (数)		
副担任	B. W ※ (社) T. K ※ (数)	M. R (体)	S. T (技)		

※1年副担任のB. W教諭は週3日(水木金)、T. K教諭は週2日(月火)勤務となります。

< 部活動顧問 >

陸上競技	U. T、I. K	野球	I. K
男子バスケットボール	Y. K、I. H	女子バスケットボール	M. R、I. H
バレーボール	Y. M、K. K	サッカー	K. K
男子ソフトテニス	S. T、K. M	女子ソフトテニス	O. Y、K. M
卓球	S. R、W. H	ソフトボール	K. T、Y. T
剣道	M. T、B. W、T. K	バドミントン	H. H、M. M
吹奏楽部	T. K、S. T	美術・パソコン	M. M、M. T
水泳※	T. M		

※水泳部は大会引率のみとなります。

◆◆ 学びの教室について ◆◆

今年度も、マルベリー館において「学びの教室」が開催されます。これは文部科学省が推進する地域学校共同活動の一環として、生涯学習(社会教育)の面から学校教育を補完し、中学生の学習習慣の確立と基礎学力の定着を図ることを目的としています。部活動の終わった後やテストの前など、ぜひ利用してみてください。マルベリー館での開催日は次の通りで、時間は13:30~16:30となります。

5月	10日(土)、24日(土)	10月	4日(土)、11日(土)
6月	7日(土)、14日(土)	11月	1日(土)、8日(土)
7月	5日(土)、26日(土)、29日(火)	12月	6日(土)、13日(土)
8月	2日(土)、23日(土)、26日(火)	1月	17日(土)、31日(土)
9月	13日(土)、20日(土)	2月	7日(土)、14日(土)

◆◆ 自転車保険に加入していますか? ◆◆

栃木県では自転車条例(栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)が制定され、令和4年7月1日から**自転車保険加入が義務化**されました。事故を起こさない、巻き込まれない事が何よりも大切ですが、事故を起こしてしまうと高額な賠償を求められることがあります。(下に賠償例)

自転車保険への加入方法(確認方法)としては、すでに自動車保険や火災保険、傷害保険に加入している場合や、クレジットカードをお持ちの場合は、自転車特約保険(名称は保険会社によって異なります)に加入する(加入しているか確認)や、自転車店において点検をしてTSマーク(1年間のみ有効)を貼ってもらうなどの方法があります。詳しくは、インターネットやスマートフォンで「栃木県自転車条例」で検索してください。

加害者・過失	被害者・被害内容	裁判所	判決日	賠償金
小学生(11歳)・無灯火	62歳女性・後遺障害	神戸	H25. 7. 4	9521万円
男子高校生・通行違反	24歳男性・後遺障害	東京	H20. 6. 5	9266万円